

第11号議案

府中市消防団に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

提出者 府中市長 高野律雄

(説明)

府中市消防団員の報酬等の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市消防団に関する条例の一部を改正する条例

府中市消防団に関する条例（昭和31年3月府中市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後	改正前
<u>(報酬)</u>	<u>(報酬等)</u>
<u>第15条 団員に対し、月額報酬及び出動報酬を支給する。</u>	<u>第15条 団員には、その職務に応じて非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例（昭和31年12月府中市条例第28号）に定めるところにより、報酬及び旅費を支給する。</u>
<u>2 月額報酬の額は、別表第1のとおりとし、その支給方法は、市議会議員の例によるものとする。</u>	<u>2 団員には次の各号に掲げる手当を支給することができる。</u>
<u>3 出動報酬は、団員が災害、訓練又は警戒に関する出動を行った場合に支給し、その支給単位及び額は、別表第2のとおりとする。</u>	<u>(1) 出動手当 1回 3,000円</u> <u>(2) 訓練手当 1回 3,000円</u> <u>(3) 警戒手当 1回 3,000円</u> <u>(4) 機関員手当 1人月額 1,000円</u>
<u>4 出動報酬の支給方法は、毎会計年度4月、7月、10月及び1月の4期にそれぞれの月の前月までの3月分を支給する方法とする。</u>	
<u>(費用弁償)</u>	<u>【追 加】</u>
<u>第16条 団員が職務のため旅行したときは、その旅行に対し費用弁償として旅費を支給する。</u>	

2 旅費の額及び支給方法は、非常勤職員の報酬、費用弁償、
期末手当等に関する条例（昭和31年12月府中市条例第
28号）の定めるところによる。

第17条～第20条 省略

別表第1（第15条）

月額報酬の額

階級区分	額
団長	36,000円
副団長	28,000円
分団長	20,000円
副分団長	15,000円
部長	13,000円
班長	12,000円
団員	11,000円

備考 いざれかの階級区分に属する団員のうち、消防自動車
等の運転及び整備に従事するものの月額報酬の額は、この
表に定める当該団員の階級区分の額に1,000円を加え
た額とする。

別表第2（第15条）

出動報酬の支給単位及び額

区分	支給単位及び額
災害出動（大規模災害）	1日 8,000円
災害出動（大規模災害以外）	

【追加】

第16条～第19条 省略

【追加】

訓練出動
警戒出動

1回 4,000円

備考 この表において「災害出動（大規模災害）」とは災害出動に要した時間が4時間を超えるものをいい、「災害出動（大規模災害以外）」とは災害出動に要した時間が4時間以内のものをいう。

【追加】

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第15条並びに別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた報酬については、なお従前の例による。

(非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例の一部改正)

3 非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例（昭和31年12月府中市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

(【 】は注記である。)

改正後	改正前
別表第1（第2条） 特別職の職員の報酬の支給単位及び額	別表第1（第2条） 特別職の職員の報酬の支給単位及び額

職名	報酬の支給単位及び額
省略	
【削除】	
省略	

備考 省略

職名	報酬の支給単位及び額
省略	
消防団員	<u>団長</u> 月額 <u>36,000円</u>
	<u>副団長</u> 月額 <u>28,000円</u>
	<u>分団長</u> 月額 <u>20,000円</u>
	<u>副分団長</u> 月額 <u>15,000円</u>
	<u>部長</u> 月額 <u>13,000円</u>
	<u>班長</u> 月額 <u>12,000円</u>
	<u>団員</u> 月額 <u>11,000円</u>
省略	
備考 省略	

備考 省略